

【今号の主なTOPICS】

- P 1 建築設備の点検告示が改正
- P 2 国家機関の建築物等の保全の現況
- P 2 はじめての施設管理Q&A
- P 3 保全実態調査へのご協力お願い
- P 3 BIMMS-N操作説明会のお知らせ
- P 4 梅雨期・台風シーズン点検
- P 4 官庁施設保全連絡会議のお知らせ

点検結果の活用・合理化

～建築設備の点検告示が改正されました～

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第38号）に基づく「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号）」の一部を改正する告示（平成31年国土交通省告示第322号）」が平成31年3月8日公布されました。

今回の改正は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に基づき制定された「建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（平成30年国土交通省告示第1214号）」を踏まえ、所要の改正を行っています。

改正の概要は以下のとおりです。

1. 日常的な維持保全業務での点検結果の活用

①建築保全業務における日常点検の結果を確認することにより、実際に建築設備の点検を行うことを免除

【対象設備】換気設備、給水設備及び排水設備

- ・点検告示に掲げる点検方法と同等な方法で日常点検を行うことが必要
- ・一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員等が日常点検を行うことが必要

2. 他の法令の点検結果の活用

①建築物衛生法に基づく点検結果を確認することにより、実際の建築設備の点検を行うことを免除

【対象設備】換気設備、給水設備及び排水設備

②消防法に基づく点検結果を確認することにより、実際の建築設備の点検を行うことを免除

③電気事業法に基づく点検結果を確認することにより、実際に建築設備の点検を行うことを免除

【対象設備】排煙設備、非常用照明装置

点検免除

「各設備の点検資格者」が、既存の所定「点検結果」を「確認すること」で「点検」

としてOK!



3. 点検項目の合理化

【排煙設備、非常用照明装置、給水設備及び排水設備】

点検結果の活用

なお、「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号）」について、一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第1150号）が10月9日に公布となっていますが、点検方法等に関する変更はありません（適用条項の変更）

平成30年度保全実態調査結果がまとまりました ～ 点検記録や修繕履歴の作成状況が向上 ～

国家機関の建築物等の保全の現況



国土交通省では、国家機関の建築物及びその附帯施設の適正な保全に資するため、「施設の概要等」「保全の体制、計画及び記録等」「点検等の実施状況」「施設の状況」について、毎年度「保全実態調査」を行っています。

平成30年度にご報告いただいた「保全実態調査」の全国データ分析結果や保全業務の関連情報を「国家機関の建築物等の保全の現況（平成31年3月）」としてとりまとめました。是非ご覧ください。

「保全の現況」は国土交通省のホームページからダウンロードできます。
<http://www.mlit.go.jp/common/001278737.pdf>

～ちょっとお役立ち情報～ はじめての施設管理Q & A

年度初めに多いお問い合わせについて、ご紹介します。

Q 1 : 保全労務単価を教えてください。

A 1 : 国土交通省のホームページに掲載していますのでご活用ください。
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000001.html

Q 2 : BIMMS-N（官庁施設情報管理システム）とは何ですか？

A 2 : BIMMS-N（官庁施設情報管理システム）は、保全実態調査の報告事項を施設保全責任者等がインターネットを通して入力するシステムです。
報告事項を入力することにより、保全台帳や中長期計画の作成など、保全業務の必要資料が作成可能です。

パンフレット「BIMMS-N（官庁施設情報管理システム）」は
国土交通省のホームページからダウンロード可能です。
<http://www.mlit.go.jp/common/001135280.pdf>

BIMMS-N
前任者から
IDの引継ぎは
お済みですか？

ID、パスワードは各省庁にて付与、管理されております。
年度初めにIDやパスワードに関するお問い合わせを整備局へご連絡頂くことがありますが、こちらでは不明です。
ご不明な場合、保全実態調査入力期間前（期間はP3に掲載）までに前任者の方など、貴部署内にてご確認をお願いします。



保全実態調査へのご協力をお願いします

保全実態調査は「官庁施設情報の建設等に関する法律」第13条第2項に基づき、全ての国家機関の建築物等を対象に実施しています。ご担当の方へ平成31年度保全実態調査の依頼を発送済みです。今年度もご協力の程よろしくお願い致します。



■ 保全実態調査の回答（入力）について

インターネット経由で「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」のサイトにアクセスして頂き、調査様式に入力をお願いします。入力期間は下記のとおりです。



■ 入力期間

<第1グループ>

令和元年5月27日（月）～
令和元年7月26日（金）

裁判所、内閣府、法務省、
国土交通省、環境省、防衛省

<第2グループ>

令和元年6月10日（月）～
令和元年8月9日（金）

総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、
経済産業省

官庁施設情報管理システム（BIMMS-N） 操作説明会のお知らせ

保全実態調査で使用する、BIMMS-Nについて、実際にPCを操作しながら、入力方法や活用できる機能の紹介等を行います。

（ご案内は送付済みです。参加申込み締切り：5月10日（金））

日 時 令和元年5月31日（金）、6月6日（木）7日（金）、13日（木） 14:00～17:00

場 所 国土交通省 九州地方整備局
九州技術事務所 研修所2階OA室
（福岡県久留米市高野1丁目3番1号）

内容（予定）

- ・官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を利用した保全実態調査の入力方法の説明
- ・保全計画作成についての説明



写真：昨年H30年操作説明会

シーズンに入る前に点検！ 梅雨期・台風シーズン点検チェックリスト

昨年の保全ニュース54号で「梅雨期・台風シーズン点検チェックリスト」や「点検ポイント写真」を掲載しています。季節の良い5月など、大雨シーズンに入る前に今一度管理されている庁舎等の点検実施（状況の把握）をお勧めします。

保全ニュース54号、P3～P5「梅雨期・台風シーズン点検チェックリスト」
http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen/news/hozen_vol54.pdf

なお、台風等により国家機関の建築物等に被害が生じた場合は、保全指導・監督室（福岡県・佐賀県・長崎県）、熊本営繕事務所（熊本県・大分県）、または鹿児島営繕事務所（宮崎県・鹿児島県）までご報告をお願いします。

官庁施設保全連絡会議のお知らせ

6月から7月に九州各地区において国、地方公共団体及び独立行政法人の施設管理者を対象に、保全業務の実務に関する連絡会議を開催します。

施設管理に必要な基礎知識や、点検のポイントの解説も予定しています。ぜひご参加ください。（会議のご案内については、保全指導・監督室又は各営繕事務所から順次ご連絡します。）

【各会場の開催日程】

会 議	開 催 日	開 催 地	開 催 場 所
福岡・佐賀地区官庁施設保全連絡会議	令和元年6月26日(水)	福岡市	福岡第2合同庁舎
長崎地区官庁施設保全連絡会議	令和元年7月11日(木)	長崎市	長崎法務合同庁舎
大分地区官庁施設保全連絡会議	令和元年7月12日(金)	大分市	大分河川国道事務所
鹿児島地区官庁施設保全連絡会議	令和元年7月17日(水)	鹿児島市	鹿児島合同庁舎
熊本地区官庁施設保全連絡会議	令和元年7月19日(金)	熊本市	熊本地方合同庁舎
宮崎地区官庁施設保全連絡会議	令和元年7月23日(火)	宮崎市	宮崎法務総合庁舎

※会議終了後、同会場にて保全相談コーナーを準備しています。

公共建築相談窓口

《 総合相談 》

営繕部計画課 TEL 092-476-3535

《 福岡・佐賀・長崎県の保全担当 》

営繕部保全指導・監督室 TEL 092-476-3539

《 熊本・大分県の保全担当 》

熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

《 宮崎・鹿児島県の保全担当 》

鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

編集事務局

九州地方整備局営繕部 調整課 TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
Eメールアドレス qsr-tatemono-hozen@mlit.go.jp